

令和5年度　社会福祉法人上松町社会福祉協議会 事　業　計　画

1. 事　業　目　的

本格的な少子高齢化を迎え上松町の人口減少も進む中で、社会的孤立世帯や生活に困窮されている方など、福祉課題も複雑・多様化してきています。住み慣れた地域の中で、安心して生活していくためには公的サービスの充実と共に、住民同士がお互いに思いやり支え合う地域づくりが必要となります。

上松町社会福祉協議会は、「人と人とがつながり 支え合う地域づくり～地域共生社会の実現～」をめざして、福祉課題を的確に把握しつつ、福祉行政や関係機関との連携を図りながら地域福祉推進の中核となって、住民への福祉意識啓発と、住民参加のサービスの展開を行い福祉の向上を図ります。

2. 事　業　概　要

(1) 総　括　的　事　項

- ①上松町社会福祉大会の開催
- ②理事会、評議員会の開催
- ③福祉関係団体、施設との連携
- ④教育関係機関との連携
- ⑤福祉・介護相談窓口の充実
- ⑥広報活動の充実と、地域福祉活動の推進
- ⑦職員自己啓発の推進
- ⑧上松町社協中長期計画の検討と作成（地域福祉活動計画作成への体制整備）

(2) 一般的事項

<介護保険対象サービス>

1. 指定居宅介護サービス事業（ホームヘルプサービス事業の経営）

介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型・通所型サービス事業の経営）

	対象者	内 容	利用料	その他	人員体制
訪問介護	【介護保険認定者】 要介護1～5	ホームヘルパーがご家庭へ訪問し、おむつ交換や入浴介助などの身体介護や、調理、掃除などの生活援助のお手伝いをさせていただきます。 訪問時、介護等のご相談もお受けします。	ご利用されたサービス費用の1～3割負担(所得に応じて) ～サービス内容・利用時間・回数により単価が異なります。～	※ケアマネージャー(介護支援専門員)や、ご本人が作成された「サービス提供票」に基づき、ご利用いただきます。 ※介護度ごとに利用できる上限額あり。	9名 常勤 5名 非常勤 4名 (受託事業他兼務)
介護予防訪問総合事業型	要支援1・2 事業対象者	ホームヘルパーがご家庭へ訪問し、できる限り要介護状態とならずに、自立した日常生活を送れるよう支援します。			
介護予防通所型	要支援1・2 事業対象者	自立した日常生活を送れるよう、送迎、食事、入浴などのサービスやレクリエーション、生活機能訓練などを行いでできる限り要介護状態とならないよう支援します。	(同上) ※お食事利用の方は食費1回 600円 ※日用品費として1回 200円	(同上) 【会場等】 老人憩いの家 (観音) 「通所型サービスあかね」 *毎週 月・火・金 9時半～15時半	6名 常勤 1名 非常勤 5名 (受託事業他兼務)
		「運動教室」を開催し、定期的に運動する機会の提供と、健康づくりや介護予防を行います 【町受託事業】	1回 150円	【会場等】 ひのきの里総合福祉センター 他 「運動教室」 *毎週木曜日 10時～11時半 13時半～15時	

2. 指定居宅介護支援事業

①居宅介護支援事業（ケアマネジメント業務）の経営

②介護予防支援・地域支援事業ケアマネジメント業務の受託（町地域包括支援センターより）

対象者	内 容	利用料	その他	人員体制
介護保険認定者及び今後介護保険サービスが必要な方	介護のご相談や、介護保険等で利用できる在宅・通所・施設サービスや福祉用具の貸出しなど、利用者の方やご家族のご希望に応じて介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。	無 料	「指定居宅介護支援センター」介護支援専門員が相談・計画作成に応じます。 【相談時間】原則:月～金曜日 8:30～17:30	6名 常勤 4名 (内1名、認知症予防推進員兼務： 予防支援のみ担当) 非常勤 2名

<障害者総合支援法対象サービス>

①指定居宅介護サービス（身体・知的・精神障がい者ホームヘルプサービス）

②指定同行援護サービス（視覚障がい者ガイドヘルパー）の実施

対象者	内容	利用料	その他	人員体制
町内にお住まいの障がい者の方で障害支援区分認定者	障害者総合支援法に基づき居宅介護（ホームヘルプ）、同行援護サービスを行います。ホームヘルパーがご自宅へ訪問し、通院介助などの外出支援、調理・掃除などの家事援助をさせていただきます。	ご利用されたサービス費用の1割負担。 (サービス内容・時間により単価が異なります)	(利用者負担額は、市町村が上限を定めています。)	①居宅介護 (9名) 介護保険ヘルパー兼務 ②同行援護 (5名) 介護保険ヘルパー、 移送担当兼務

②障害者計画相談支援事業の実施

対象者	内容	利用料	その他	人員体制
町内にお住まいの障がい者の方で障害支援区分認定者	障害福祉サービスなどを利用しながら、地域の中で日常生活が送れるよう、障がいの方やご家族のご希望に添って、サービス等利用計画書を作成します。	無料	障害者相談支援専門員が相談・計画作成に応じます。	2名 (事務局兼務)

③上松町地域生活支援事業：生活サポート事業の実施

対象者	内容	利用料	その他	人員体制
町内にお住まいの障がい者の方で、居宅介護サービス支給決定者以外の方。	日常生活に関する支援や家事に対する必要な支援を行います。	サービス費用の0.5割負担。 (時間により単価が異なります)	(町給付事業) 算定額：1時間 1,500円	(ヘルパー兼務)

④上松町ひとり親家庭等日常生活支援事業

対象者	内容	利用料	その他	人員体制
ひとり親家庭等	日常生活に関する支援や家事に対する必要な支援を行います。	(負担無し)	(町給付事業) 算定額：1時間 1,530円	(ヘルパー兼務)

＜町からの受託事業の実施＞

①高齢者生活支援ハウス（生活援助員設置事業）の運営

対象者	内 容	利用料	その他	人員体制
一人暮らし及び高齢者夫婦のみの世帯に属する方で、家族による援助が困難であつて日常生活において不安等がある方。	介護機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供し、高齢者が安心して生活が送れるよう居住施設を提供する。	収入に応じて 0円～5万円 ※光熱水費は実費負担	*ひのきの里 総合福祉センター (1階) 【施設内容】 1人部屋…4室 2人部屋…1室	常勤1名 (ヘルパー兼務) 宿直：シルバー人材センター

②軽度生活支援事業の実施

対象者	内 容	利用料	その他	人員体制
概ね65歳以上の人一人暮らし及び高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯に属する高齢者であつて、日常生活上の援助が必要な方。	軽易な日常生活上の援助を行い、在宅での生活の継続を支援し、要介護状態への進行を予防する。	(30分 200円 以後、30分 増えるごとに200円を 加算 ノ)	【主な内容】 受診等外出時の付添援助、食事、食材の確保、家周りの片づけ、健康や栄養に関する助言等	(ヘルパー兼務他)

③認知症予防事業の実施

対象者	内 容	利用料	その他	人員体制
認知症・うつ・閉じこもり予防への支援が望ましい方。	脳機能検査、運動、レクリエーションを取り入れた脳刺激プログラムを行うことで、脳機能の維持・活性化を図る。	100円	【会場等】 *ひのきの里総合 福祉センター <はつらつ教室> *毎週水曜日 <午前の部> 10時～11時半 <午後の部> 13時半～15時	常勤1名 非常勤4名 (総合事業担当兼務)
上松町全住民	<認知予防推進員事業> 地域で、認知症の理解の普及啓発やネットワークづくりを行うとともに、認知症の方や介護者の支援等を行う。	100円	【会場等】 <予防教室> 年2回 *各地区集会所 等	<担当> 常勤2名 (予防プラン介護支援 専門員、地域福祉 係長兼生活支援 コーディネーター 兼務)
		無料	<認知症サポーター 養成講座>	
		100円	<オレンジカフェ 縁が輪> 月1回 *ひのきの里総合 福祉センター <介護者向けカフェ> 年2回	

④地区サロン事業の実施

対象者	内 容	利用料	その他	人員体制
上松町全住民	住民が主体となり、身近な場所で気軽に集う「サロン」の開催の為の協力と支援、支え合いの地域づくりを行っていく。	(内容等により異なります)	*町受託事業 (一部) ◎定期的開催地区 12 地区	<担当> 常勤2名 (生活支援 コーディネーター)

⑤生活支援センター養成講座の開催・センターの育成

重点事業

対象者	内 容
上松町全住民	住民による支え合いの地域づくりを進めるために講座を開催し、地域生活支援体制を整備していく。 【共同募金配分金事業】

⑥上松町見守り支援事業の実施

対象者	内 容
独居世帯	対象者宅へデジタル機器を設置し、ホームユニット（カメラ、人感センサー、開閉センサー等）による安否確認を行う。（町で設置） ・遠方にいるご家族等がホームユニットを確認 (※対応できるご家族等がない世帯は社協が行う 1件) ・何か異変時はご近所等の見守り支援員へ連絡し、救急等対応 ※見守り支援員等へのフォローや、町内業者等へ営業時の見守り依頼等、見守り支援体制の構築

<社協独自事業の実施>

【地域福祉：在宅福祉サービス事業】

①福祉輸送サービス（移送サービス）事業の実施（道路運送法第79条許可／町補助事業）

対象者	内 容	利用料	その他	人員体制
・公共交通機関の利用が困難な高齢者及び障がい者 ・病気やケガ等により一時的に公共交通機関の利用が困難になった方	介助なしでは外出できない場合等、公共交通機関（バス、タクシー、電車）の利用が困難な方について、医療機関や福祉施設、社会参加の場所等ヘリフト車等福祉車両で送迎を行う。	*上松町内… 低所得 400円 一般世帯 500円 透析患者 300円 *木曽町福島… 低所得 500円 一般世帯 600円 透析患者 400円 ※その他、送迎先（地域）によって利用料が異なります。 【町補助事業】		常勤 1名 非常勤 1名

②薬代行サービス事業

対象者	内 容	利用料	その他	人員体制
おおむね70歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯 障がい者 等	高齢等によりご自分で薬を取りに行くことが困難な方の代わりに、病院・薬局等から医師より処方のあった薬を受け取り、利用者のお宅まで薬をお届けする代行サービス。	上松町内：1回 300円 木曽病院等：1回 400円 (改定)		(移送サービス 担当者)

③給食宅配サービス 結 事業の実施

対象者	内 容	利用料	その他	人員体制
おおむね60歳以上の食事作りが困難な方で、単身世帯、高齢者のみの世帯、障がい者等	栄養が偏りがちな高齢者や障がいの方等に、昼食時と夕食時に利用者のお宅へ安否確認を兼ねてお弁当を配達する。 (配達地区:上松町、木曽町福島・日義地区のみ)	【昼食】 お弁当 486円 おかずのみ 432円 【夕食】 お弁当 594円 おかずのみ 540円 (消費税込)	※専用厨房にて実施 <食品営業許可> ・月～金曜日の毎日 ・特別食(おかゆ・きざみ食)については料金変更あり ※在宅福祉・地域支援事業 【上松町・木曽町受託事業】 一部対象者に対し、お弁当配達時に安否確認を行う。 (木曽町については全対象)	常勤1名 (事務局兼務) 非常勤9名

④まごころ弁当宅配サービス事業の実施

対象者	内 容	利用料	その他	人員体制
おおむね70歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、障がい者、介護等が必要で調理が困難な世帯等	食事が偏りがちな高齢者や障がいの方等に、昼食時に利用者のお宅へ安否確認を兼ねてお弁当を配達する。 (配達地区:上松町)	お弁当 410円 おかずのみ 360円	【社協会費事業】 ※ボランティアのご協力による 火曜日と金曜日(月8回) (ご希望の回数利用) 介護食(おかゆ・きざみ食)あり ※在宅福祉・地域支援事業 【町受託事業】 一部対象者に対し、お弁当配達時に安否確認を行う。	非常勤2名 (兼務)

⑤お節料理宅配サービスの実施

対象者	内 容	利用料	その他	人員体制
高齢者のみの世帯、障がい者等	一人暮らしや高齢者世帯等へボランティアのご協力による手作りのお節料理の宅配。 ※12月29日配達	一人一食 900円	【共同募金配分金事業】	非常勤1名

⑥布団丸洗い(寝具洗濯乾燥消毒)サービス事業の実施

対象者	内 容	その他
概ね70歳以上の人一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯に属する高齢者や障がい者等であって、心身の状況により寝具類の衛生管理ができない方。	寝具類の衛生管理ができない方に対し、寝具類のクリーニング等を行う。 (月1回) 第1金曜日回収 2週間後配達 ※5月・1月は変更あり	<洗濯・乾燥・消毒> または <乾燥・消毒> ※寝具の種類やサイズによって利用料が異なります。 【共同募金配分金事業】

⑦洗濯サービス

対象者	内 容	利用料	人員体制
ご自宅で洗濯をすることが困難な高齢者のみの世帯、障がい者等。	ご自宅で洗濯をすることが困難な方の洗濯物を預り、社協で洗濯代行を行う。	1回 300円	(ヘルパー担当)

⑧家族介護者交流事業（介護者のつどい　あったかいご）の開催

対象者	内 容	利用料	その他
上松町全住民	介護者や住民のみなさんへむけて、集いを開催し、日頃のリフレッシュと、介護サービスや地域資源の紹介や相談等を行う。（年数回開催）	無 料	【共同募金配分金事業】

⑨災害時住民支え合い講座の開催

対象者	内 容	その他	人員体制
上松町全住民	災害等に備えて、地域住民同士が自分の住む地域のハザードマップの確認と、災害時の避難方法等について話し合い、支え合いの関係づくりを再確認する。	【共同募金配分金事業】	<担当> 常勤1名 (事務局兼務)

⑩健康づくり支援事業の実施

対象者	内 容	その他
上松町全住民	住民同士が交流を深めながら、健康づくりができるように、レクレーション器具の貸し出し等をする。	・マレットゴルフ ・フロアホッケー ・ボッチャ 【共同募金配分金事業】

⑪地域子育て支援事業の実施

対象者	内 容
子ども及び 子育て家族	子育て中の保護者等が主体となり、多様な活動を通じて子育てを楽しみながら、互いに支え合う仲間づくりができるよう、子育てサロンの開催や子育てサークル活動の支援を行う。

【高齢者等福祉事業】

① 花いっぱい美化事業

対象者	内 容	その他
上松町全住民	シニアクラブとの協力により環境美化活動を実施する。（各地区花壇作り）	※上松町シニアクラブ 連合会との共催 【共同募金配分金事業】

【障がい児者福祉事業】

① 希望の旅バス遠足事業の開催

対象者	内 容	利用料	その他
町内にお住まいの 障がい者手帳をお 持ちの方	年に一度、日帰りのバス遠足等による外出の機会と交流。	(内容等に より異なり ます。)	※上松町身体 障がい者福祉 協会との共催 【共同募金 配分金事業】

② 障がい児・者の余暇活動の支援

対象者	内 容	利用料	その他
障がい児・者 等	障がい児・者余暇充実活動<レッツ>の開催。 ※ひのきの里総合福祉センター等 月1回 創作活動（アート支援） 随時 健康活動（スポーツ支援） 木曽アート展の開催 等	600円 (内容により変更あり)	※NPO 法人上松町こども未来会議との共催 【共同募金配分金事業】

③ 障がい者手話交流会の開催

対象者	内 容	その他
障がい者の方、手話に興味のある方等	聴覚障がい者の方等を講師に、障がいをお持ちの方向けの手話講座。手話をきっかけに交流会。 ※月1回開催	※上松町身体障がい者福祉協会との共催 【共同募金配分金事業】

④ 町外作業所等利用者交通費補助事業

対象者	内 容	その他
町内にお住まいの障がい者の方で、町外の障がい者作業所等へ通所する方	町外の障がい者作業所等へ通所時の交通費の一部補助を行い、継続して利用できる様支援。	補助額は作業所等所在地により異なります。 【共同募金配分金事業】

【福祉啓発事業】

① 福祉教育の推進

② 福祉協力校事業の実施（町内2校）

対象者	内 容	その他
住民対象。 福祉協力校事業は町内の小・中学校対象。	福祉教育に関する情報提供や、活動助成。小・中学生福祉体験教室等の開催。 福祉協力校へ助成金支給。	【共同募金配分金事業】

③ 各種福祉団体への助成支援

対象者	内 容	その他
町内の福祉関係団体	年度毎の活動内容により、福祉関係団体活動の助成支援。 上松町シニアクラブ連合会 上松町更生保護女性会 上松町身体障がい者福祉協会 上松町手をつなぐ育成会 上松町保護司会 木曽郡福祉団体 等	※交付申請書が必要 【共同募金配分金事業】

④ 上松町社会福祉大会の開催

対象者	内 容	その他
住民対象	年に1回福祉大会を開催し、福祉についての啓発等を行う。	【共同募金配分金事業】

⑤広報紙社協だよりの発行

対象者	内 容	その他
住民対象	広報紙等を発行し、社協の取り組みを周知する。	【社協会費 事業】

【ボランティア活動の振興】

- ①ボランティア相談窓口
- ②ボランティア・住民活動関連の情報提供（助成金事業等）

対象者	内 容	その他
住民のみなさんや、個人、団体、企業等のボランティア等	ボランティア活動の推進と、ボランティア活動に関する相談や紹介等情報提供をし、コーディネートを行う。 ボランティア保険の手続事務。 関係機関等と連携し講座等を開催する。	【社協会費 事業】

【生活福祉相談事業】

- ①生活福祉資金の貸付事務（長野県社協事業）

対象者	内 容	利用料	その他
低所得世帯 身体障がい者世帯 知的障がい者世帯 精神障がい者世帯 高齢者世帯	総合支援資金、 福祉資金、 教育支援資金、 不動産担保型生活 資金	無 料	【実施主体】長野県社協 ※資金別に限度額あり。 ※貸付利子：据置期間経過 連帯保証人がない場合：年 1.5% (ただし、教育支援資金は無利子) ※連帯保証人、民生委員意見書が必要。

- ②くらしの資金の貸付事務

対象者	内 容	利用料	その他
低所得世帯 障がい者世帯 等町民対象	更生資金、生活資 金、住宅資金、修学 資金、療養資金、災 害援護資金	無 料	【実施主体】上松町社協 (くらしの資金事業会計) ※資金別に限度額あり。 ※貸付期間、利子は貸付要項による。 ※連帯保証人、民生委員意見書が必要。

- ③心配ごと相談の開催

対象者	内 容	利用料	その他
住民対象	気軽に来所できる 相談窓口を設置 し、生活に係る 様々な心配ごとの 相談に応じる。 ※月 1 回開催 (午後)	無 料	※相談員：民生児童委員2名 ※会場：ひのきの里総合文化センター ※併設して専門相談（人権、法律相談）隨時 あり。 【共同募金配分金事業】

④生活困窮者自立支援制度事業：まいさぽ出張相談所（長野県社協・基幹的社協事業）

対象者	内容	利用料
生活や就労でお困りの方。 (生活保護受給者は除く。)	「木曽生活就労支援センターまいさぽ木曽」の出張所を開設し、生活や就労などでお困りの方の相談に応じる。 ・相談、食料支援（随時） ・法テラス・まいさぽ木曽無料法律相談 (年6回)	無料

⑤相談・支援体制事業

対象者	内容	利用料
生活困窮者等、複雑・多問題を抱える方	生活困窮等により生活全般に問題を抱える方の相談に応じ、地域包括支援センター等関係機関と連携しながら、自立に向けた支援を行う。	無料 【町補助事業】

⑥社協福祉サービス苦情相談窓口の充実

内容	その他
ご利用者・ご家族の皆様からのご意見・ご要望・苦情などをお受けしサービスの質の向上に努めています。	受付窓口：各事業担当者 他

【日常生活自立支援事業】

①日常生活自立支援事業（長野県社協受託事業）

対象者	内容	利用料
高齢者障がい者等で、判断能力が十分でないために日常生活での福祉サービスのご利用や、金銭管理がうまくできない方。	高齢者や障がい者が住み慣れた地域で、安心して日常生活を送れるよう、契約に基づき福祉サービスの利用などに係る相談や金銭管理や書類等の預りをお手伝いします。	相談：無料 支援する時： 利用料 1,000円/時間 交通費 20円/km (生活保護受給者は無料)

②金銭管理・財産保全サービス事業の実施（上松町社協独自事業）

対象者	内容	利用料
高齢や障がい等で、ご自分で金銭管理及び書類等の保管が適切に行なうことが困難であると認められる方。	高齢者や障がい者が住み慣れた地域で、安心して日常生活を送れるよう、契約に基づき日常的な金銭管理や書類等の預りをお手伝いします。	1回 400円 (生活保護受給者は無料)

【社会福祉協議会活動資金の造成（資金基盤の強化）】

①社協一般会費、法人会費募集活動の推進

時 期	金 額
7月～8月頃実施	一般会費：年額 1,000 円（一口 200 円 5 口を目標） 法人会費：年額 10,000 円（一口 1,000 円 10 口を目標）

②赤い羽根共同募金活動の推進

時 期	金 額
10月～12月実施	戸別募金：目標額 1,600 円（歳末助け合い募金も含む） 法人募金：目標額 6,000 円

その他本会が必要とする事業